



草津市公報

発行日 令和3年6月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 10 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 訓 令

草津市公金管理委員会規程の一部を改正する訓令(会計課) 1

◎ 告 示

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の事業所名称および
 管理者変更の届出について(生活支援課) 1

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の事業所名称および管理者変更の届出について
 (生活支援課) 2

公示送達について(介護保険課) 2

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱(障害福祉課) 3

道路の区域決定について(土木管理課) 3

道路の供用開始について(土木管理課) 4

介護保険法第78条の5第2項および草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援
 サービス事業者の指定等に関する要綱に基づく事業廃止の届出について(介護保険課) 4

公示送達について(税務課) 5

公示送達について(税務課) 6

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 6

◎ 教育委員会告示

公印の新調および廃止について(教育総務課) 7

史跡草津宿本陣整備基本計画策定懇話会開催要綱(歴史文化財課) 7

訓 令

草津市公金管理委員会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年5月10日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第13号

草津市公金管理委員会規程の一部を改正する訓令

草津市公金管理委員会規程（平成14年草津市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「委嘱し、または」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削る。

付 則

この訓令は、令和3年5月10日から施行する。

（令和3年5月10日揭示済み）

告 示

草津市告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものからそれぞれ事業所名および管理者名について変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年5月6日

草津市長 橋 川 渉

事業所番号	変更年月日	事業所名称		住 所
		旧	新	
2570600052	令和3年4月1日	アサヒサンクリーン在宅介護センター滋賀	アサヒサンクリーン在宅介護センター草津	滋賀県草津市野村7丁目16-15
事業所番号	変更年月日	管 理 者		事業所名称
		旧	新	
2540601214	令和3年4月1日	白井 孝 滋賀県栗東市十里54-5	蓑輪 圭一郎 京都府京都市山科区御陵大津畑町23-11-306	フロンティア薬局滋賀医大店

（令和3年5月6日揭示済み）

草津市告示第186号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものからそれぞれ事業所名および管理者名について変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年5月6日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更年月日	事業所名称		住 所
		旧	新	
2570600052	令和3年4月1日	アサヒサンクリーン在宅介護センター滋賀	アサヒサンクリーン在宅介護センター草津	滋賀県草津市野村7丁目16-15
事業所番号	変更年月日	管 理 者		事業所名称
		旧	新	
2540601214	令和3年4月1日	白井 孝 滋賀県栗東市十里54-5	蓑輪 圭一郎 京都府京都市山科区御陵大津畑町23-11-306	フロンティア薬局滋賀医大店

(令和3年5月6日揭示済み)

草津市告示第187号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月6日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度 第10期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年5月13日に送達があったものとみなす。

令和2年度第10期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
4	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
5	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
6	樫 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
7	中水 龍蔵	草津市東草津一丁目6番25号
8	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
9	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
10	山口 ふちえ	草津市南笠東二丁目9番4号
11	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
12	丸山 納	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
13	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
14	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
15	佐山 義友	草津市木川町918番地 寺前団地 56号棟左
16	林 芳行	草津市矢倉二丁目2番28号 メゾン千成
17	戸塚 龍次	草津市東草津二丁目6番1-23号 睦荘 207号 内藤 様方

(令和3年5月6日揭示済み)

草津市告示第188号

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年5月10日

草津市長 橋川 渉

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱（令和2年草津市告示第327号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次の1号を加える。

- 3 医療的ケア児および看護師の送迎単価について、道路運送法第4条許可を有する運送事業所で、運送事業所が届出（認可されている）している運賃が県で定める単価を超えている大型車でしか送迎できない場合にのみ、大型車加算として30分毎に400円を加算する。

別記様式第1号および別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第4号中「人」を「様」に、

「医療的ケア実施の有無

（ケア内容）

」を

「（看護）ケア内容

（運送）看護事業所名

」に、

「住所

（所在地）

」を

「事業所名および住所

（所在地）

」に

改め、「～」を削る。

付則

この要綱は、令和3年5月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年5月10日揭示済み)

草津市告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和3年5月10日から令和3年5月25日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月10日

草津市長 橋川 渉

道路の種別 市道

路線名	区 間	敷地の幅員 最小~最大(m)	延長 (m)	備考
8702 野路南 95号線	草津市野路町字 惣水1232番2か ら 草津市野路町字 惣水1221番3ま で	7.0~9.1	113.8	

(令和3年5月10日揭示済み)

草津市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月10日から令和3年5月25日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月10日

草津市長 橋 川 涉

道路の種別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
8702 野路南95 号線	草津市野路町字惣 水1232番2から 草津市野路町字惣 水1221番3まで	令和3年 5月10日	

(令和3年5月10日揭示済み)

草津市告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第78条

の11第2号および同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和3年5月10日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ステップアップ(通所介護)	滋賀県草津市矢橋町155-1	株式会社京高田 京都市山科区御陵中内町38-8	代表取締役 高田 勝美 京都市山科区御陵鴨戸町14番地11	地域密着型 通所介護 介護予防型 デイサービス	令和3年 5月31日	2590600348

(令和3年5月10日掲示済み)

草津市告示第192号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月11日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年5月18日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	LI YICHUAN	滋賀県草津市野路一丁目7番21-1503号 リベリー南草津	2	2
2	CHEN BAOXING	滋賀県草津市笠山五丁目1番64-401号	2	2
3	WANG CHENG	山梨県南都留郡山中湖村山中342番地の7	2	2
4	LI MINGHUI	滋賀県草津市矢橋町11番地3-201コーポ和広	2	2
5	中川 正隆	滋賀県草津市矢橋町105番地1カーサ・ソラツオ 402	2	2
6	上田 通信	滋賀県草津市野路東五丁目25番22-303号マリーベルハイツA棟	2	2
7	加賀谷 昭寛	滋賀県草津市渋川二丁目7番50-B1 YOSHIDAハイツ	2	2

(令和3年5月11日掲示済み)

草津市告示第193号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月14日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年5月21日に送達があったものとみなす。

連番	氏名漢字	送付先優先住所	調定年度	年度分
1	石坂 和美	タイ	R3	R3
2	東海 セナイダ	フィリピン	R3	R3
3	金地 則之	滋賀県草津市野路東三丁目1番13-303号センチュリー玉川	R3	R3
4	株式会社 青木車輛	滋賀県草津市矢倉一丁目7番25号	R3	R3
5	藤原 涼子	滋賀県草津市野路東五丁目25-20マリーベル南草津 312	R3	R3
6	田中 智美	大阪府泉大津市清水町6-8	R3	R3
7	株式会社 中富士土地	滋賀県草津市平井二丁目8番10号	R3	R3
8	松浦 康博	滋賀県草津市東草津三丁目6番26号砂原マンション 202号	R3	R3
9	LIANG XIAO	滋賀県草津市西渋川一丁目11番20-202号ラ・シャンブルナカムラ	R3	R3
10	須藤 富司夫	滋賀県草津市矢橋町1524番地14	R3	R3
11	長野 直樹	滋賀県草津市矢橋町105番地1カーサ・ソラツオ 322号	R3	R3
12	田中 清	滋賀県草津市青地町213番地1ディアコート青地Ⅱ 102号	R3	R3
13	川島 恵一	滋賀県草津市野路東五丁目20番35-103号グリーン荘	R3	R3
14	星野 利彦	京都府京都市南区東九条松田町115番地ハイツサンシティ 206号	R3	R3

(令和3年5月14日掲示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年5月13日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市守山二丁目14番35号、守山市梅田町15番9号、守山市焔麿堂町236番地 株式会社一乗不動産カンパニー 代表取締役 一乗 恒、 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄、 sublime不動産販売株式会社 代表取締役 南井 崇作	草津市西渋川二丁目字六反田70番 外10筆	7,600.72㎡	R3.5.13	1542

(令和3年5月13日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第14号

公印の新調および廃止について

公印を新調したので、草津市教育委員会公印規則（平成4年草津市教育委員会規則第4号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年5月6日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

1 新調印

- (1) 草津市教育委員会事務局生涯学習課長之印



用途 草津市教育委員会事務局生涯学習課長名
をもって発する文書用

開始日 令和3年4月1日

2 廃止印

- (1) 草津市教育委員会事務局生涯学習課長之印



用途 草津市教育委員会事務局生涯学習課長名
をもって発する文書用

廃止日 令和3年3月31日

(令和3年5月6日揭示済み)

草津市教育委員会告示第15号

史跡草津宿本陣整備基本計画策定懇話会開催要綱を
次のとおり制定する。

令和3年5月6日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

史跡草津宿本陣整備基本計画策定懇話会開催要
綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡草津宿本陣整備基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、史跡草津宿本陣整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の検討を行うため、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員11人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 史跡草津宿本陣所有者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、整備基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

(令和3年5月6日揭示済み)

